

## 社会福祉法人六方学園 役員等の報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人六方学園（以下「この法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等の支給の基準及び報酬等について定めるものとする。

### (理事会及び評議員会への出席報酬等)

第2条 役員が理事会及び評議員会に出席したとき、並びに評議員が評議員会に出席したときは、別表により報酬等を支払うものとする。

2 役員等が職務を行うために要した費用を実費弁償する。

### (役員等の報酬等)

第3条 役員が理事会及び評議員会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表により報酬等を支払うものとする。

2 評議員が、評議員会以外の日において、理事長に命を受けて法人及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表により報酬等を支払うものとする。

3 役員等が職務を行うために要した費用を実費弁償する。

### (当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ねる役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

### (報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

2 報酬等は、通貨をもって本人に支払うものとする。

### (公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

### (補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるところとする。

附 則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

別表

(1) 評議員

区 分	日 額	実費弁償費
評議員会への出席	5,000円	実費額
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円	実費額

(2) 理事

区 分	日 額	実費弁償費
理事会等会議への出席	5,000円	実費額
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円	実費額

(3) 監事

区 分	日 額	実費弁償費
理事会等会議への出席	5,000円	実費額
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円	実費額